

【令和4年度事業計画書】

社会福祉法人 沖の洲福祉会 寿楽荘

1. 目的

寿楽荘は、生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より委託された、身体や精神に障害があり、経済的な課題も含めて日常生活を送ることが困難な人たちを対象に、生活全般の支援を行うことにより、健康で安心して生きがいの持てる生活の場を提供することを目的とします。

2. 基本方針

施設の利用者の状況や立地条件にあった支援システムを具体的に実践し、個別支援計画に基づく個々に対する支援の他、グループワーク等を応用することで「その人らしい、心豊かな生活の実現」を目指していきます。

また、利用者が安心して適正なサービスが受けられるようになるには、常に施設運営の透明性を意識し、客観的に評価・見直しできるような職員の意識、資質の育成が不可欠であり、法令遵守とマニュアルを基本とし、積極的に柔軟なサービスを一人ひとりの目標に基づき、支援していきます。

3. 利用者への支援

3-1 個別支援計画

利用者の自立支援を促進するために、救護施設個別支援計画書に従い、インフォームドコンセントの考え方を全面的に導入し、日常生活の中に可能な限り自己選択できるシステムを取り入れ、その人らしい生活が実現できるよう支援していきます。

3-2 人権への配慮

利用者一人ひとりの人権が尊重されるよう、施設内外の研修も活用しながら、ノーマライゼーションに根差したQOLの向上を目指して虐待・人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底していきます。

3-3 プライバシー・個人情報保護

利用者のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関しては個人情報保護法に基づき策定した、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規定」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに

個人情報外部に漏洩することのないように徹底していきます。

3-4 情報公開

情報公開については、ホームページ及び、広報誌により、日常生活及び支援の様子、施設運営などに触れ情報発信していきます。また、常に一層の内容充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで施設運営の透明性を図っていきます。

3-5 苦情解決

利用者・家族・一般の方からのサービス、その他に関わる苦情や意見に関しては窓口を設けて、公平かつ迅速に対応していきます。施設内に意見箱を設置し利用者からの苦情申し出が容易にできる環境を作ります。

また、担当職員を設け、さらに第三者委員を設置して苦情解決のための体制作りを行い、苦情申し出者が不利にならないように十分に配慮した解決策を提示し、利用者が安心して自分の意見を出しながら、よりよいサービスが受けられるよう改善していきます。

3-6 家族との連携

家族との交流のある利用者については、家族に対しても積極的に情報公開し、連携を密にし、よい協力関係を持ちながら利用者支援に役立てるように調整していきます。

3-7 機能訓練

自立支援の推進のために、個々の残存能力を確認し生活の場面で出来る機能訓練を設定し、自立を目指し生活全般への意欲向上を図っていきます。

また、筋力トレーニングやストレッチ体操などを取り入れ、運動不足の解消、肥満や生活習慣病等の予防に努めていきます。

3-8 作業支援

軽作業（農作業・内職作業）等を通じて日々の生活リズムを整え、労働意欲を継続させていくとともに社会復帰への意欲向上を図っていきます。公共施設等の清掃活動を請け負います。これらの作業に関しては工賃を出来高制で支給いたします。清掃活動に関しても出席日数に応じた作業代金の支払いを考慮しております。

3-9 余暇活動（レクリエーション・クラブ活動）

利用者の気分転換や生きがいにつながるように、画一的なものだけでなく、個々の目的や能力にあったグループ別、機能別の活動を提供していきます。

3-10 グループワーク

小人数メンバーの中で接する事により相互間の影響を受け、触れあいやそれぞれの持つ障害や生活課題を認め合う心を養うなど、利用者個人が変化（成長・発達）できるよう援助していきます。

また、個別支援計画とリンクさせた豊富なメニューを提供し、個々の自己実現を図っていきます。

3-11 実習生及びボランティアの受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する視野を広げる取り組みが必要であり、その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに、自らの実践の後継者を確実に広げることに繋がり、積極的に受け入れていきます。

また、ボランティアの受け入れについても施設への理解を得るとともに、地域社会との接点、交流の機会として適切に受け入れていきます。

3-12 社会生活

①外出

利用者が個々の要求や必要に応じて自己で判断し自由に動けるように支援することを目的とする公用車による送迎を行います。

また、公用車の利用や公共交通機関の利用の際での付き添いについては利用者の必要に応じて対応していきます。

②嗜好品、物品の購入、管理

嗜好品や物品の購入に関しては、近隣にお店が無く入手し難いため随時職員が代行で買い物を行います。移動販売車の利用も行い車いすの利用者を含め選ぶ楽しみも提供していきます。

③金銭管理

基本的に自己管理としますが、自己管理ができない方には施設で管理を行います。管理は事務局の複数体制のもと行います。

④衣類支給

5月～6月に夏物、11月～12月に冬物を支給いたします。支給する衣類は利用者を選んでもらうこととします。

4. 健康維持管理サービス

4-1 保健・医療サービス

新型コロナ禍の施設運営対策の観点から「感染対策委員会」での議論を踏まえながら、施設内感染対策の徹底を図ってまいります。

また、春季と秋季に健康診断を実施し、内科・精神科医等による定期的な健康相談を行い、疾病の早期発見と早期治療に努めるほか、歯科医と連携した個別の口腔ケアにも取り組んでまいります。

① かかりつけ医の診察

(目的)

1) 日常生活の健康管理に万全を期し、病気の予防に努めるとともに病気の早期発見と治療に努めます。週1回城東整形外科内科より来診、内科健康診断を利用者全員対象に行います。医業にあたって営利を目的としません。

2) 慢性疾患に対しては、利用者自身が自分の事と認識できるよう指導し、より身近な事柄を用いて意識付けに努めます。

3) 観察を重視し、看護師、介護員との情報交換を密にし、利用者の心身の変化を早期に把握し適正な対応をすると共に精神的援助に心がけます。

② 看護業務

1) 利用者の話に耳を傾け、健康に生活を送って頂けるように支援します。

2) 病気の早期発見に努めます。そのためにかかりつけ医、介護員との情報交換を密にし、利用者の心身の変化を早期に把握、適切な看護の実践にあたります。

また、精神疾患に関しては、かかりつけの TAOKA ころの医療センターへの連絡等を密にし、診察時の付き添いをいたします。

③ 入院等

入院等が必要と判断した場合は城東整形外科内科に搬送、入院加療をいたします。3次救急医療が必要と判断した場合は救急指定病院への搬送をいたします。

④ 能回復訓練、減退防止に対する配慮

高齢化・重度化に合わせて、毎日2回のラジオ体操・歩行訓練を行うほか、散歩・リハビリ等により機能回復・維持への意欲を高めるためのあらゆる手段を講じていくことに努めます。

4-2 食事・栄養サービス

利用者にとって食事は大きな楽しみの一つでもあり、定期的に嗜好調査を行い利用者ニーズに応じた食事を提供するとともに、選択メニュー・鍋料理・特別献立等を提供する機会を増やし、楽しく豊かな食事の提供に努めます。また、献立表にはカロリーや塩分表示をすることで、食と健康に対する関心度を高め、正しい理解が得られるようにしていきます。栄養基準は入居者平均年齢と平均労働作業量から考え、その栄養基準に基づいた献立の作成をし食事を提供いたします。

5. 危機管理対策

5-1 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないように安全確保に努めるとともに、所轄の消防署と合同での災害訓練により災害防止に対する意識を、職員・利用者共に深めていけるようにしていきます。

5-2 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員・夜警員にはその対応について訓練を行い、利用者の安全の確保に努めます。

6. 職員に関すること

6-1 研修

研修会・講習会等に積極的に参加し、職員の意欲・資質の向上を図っていきます。また、新任職員については、日常業務及び利用者への支援方法についてスムーズに習得できるよう担当者を配置し、育成に努めていきます。

6-2 諸会議

6-2-1 職員会議（随時）

職員会議は職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営・利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、施設長の考え・方向性を確認し、組織の方向性を周知徹底するという重要な機能を果たしています。

6-2-2 サービス検討会議（随時）

利用者サービスに関するすべての問題を協議し、スタッフ全体で共有化し、問題の解決を図っていきます。個別利用者のサービスについては利用者個々の目標やニーズに沿った個別支援計画の策定及び見直しを行い、より適切なサービスが提供できるように考えていきます。また、それぞれのサービスについて担当者を決め、随時見直し改善を図っていきます。

6-2-3 職員研修会（随時）

職員研修会を行うことにより、職員の資質の向上と問題意識の整理、知識・技術の修得により、質の高いサービス・ケアが行えるようにしていきます。

「各種業務について」「人権研修」「普通救命講習」「施設の防災について」「専門医師による講義」「感染症対策」その他各研修

6-2-4 苦情解決委員会会議（随時）

利用者からの苦情を受け止め、その問題を解決してよりよいサービスが提供できるように検討していきます。また、結果については、苦情解決第三者委員へ報告していきます。

6-2-5 リスクマネジメント委員会会議（随時）

事故の未然防止のためにリスクマネジメント委員を設置し、随時会議を開く中でリスクに関するデータ収集（事故及びヒヤリ・ハット報告書）とその分析を実施し、再発防止を図っていきます。

6-2-6 感染症・食中毒対策会議（随時）

感染症予防や食中毒予防対策について考え、医療と介護の連携を強化しながら徹底した対応ができるようにしていきます。

6-2-7 防災会議（随時）

利用者の生活の安全確保のために防災対策の認識を深め、問題の解決について検討協議していきます。また、防災四季別標語を掲示し意識向上に努めていきます。

6-2-8 食事サービス会議

食事に関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事が提供できるように考えていきます。

7. 退所について

利用者の身体上の理由、またはやむえない事情等により退所を御願いしなければならない場合がございます。どのような理由であれ、責任をもって利用者本人、また家族の希望、要望を取り入れた次の受け入れ先を探し、退所後も落ち着くまで（約3ヶ月）支援に努めたいと思います。

8. 地域住民との交流について

地域社会の拠点となり、施設の有する機能を地域に開放して、地域住民との交流を図っていきます。利用者の社会常識や情操の涵養にも努め、明るく生きがいをもった充実した生活づくりの場を提供します。地域住民の中から、ボランティアによる各種講習の指導を受け、今年も受け入れを継続してまいります。毎年恒例の行事である「寿楽荘祭」カラオケ大会も地域住民との交流の場として引き続き継続してまいります。

また、周辺地域の環境美化に貢献し、利用者・職員全員できれいな街づくり・きれいな沖洲の一役を担ってまいります。

令和4年度寿楽荘行事	
	行事名
4月	お花見ドライブ
5月	植物園見学・歩き愛です
6月	小旅行・バーベキュー大会
7月	植物園見学
8月	かき氷大会
9月	スポーツ・ゲーム大会
10月	映画鑑賞・歩き愛です
11月	寿楽荘祭り
12月	沖洲小交流会・忘年会
1月	初詣・書初め・新年会
2月	節分（荘内レクリエーション）
3月	ひな祭り（荘内レクリエーション）

※ 野外行事については状況により変更あり

令和4年度研修計画

月	研 修 内 容
4月	事業継続計画書について
5月	給食における衛生管理について
6月	普通救命講習
7月	接遇・マナー研修
8月	褥瘡対策について
9月	虐待防止研修
10月	感染症予防について
11月	記録の目的と書き方について
12月	病気と薬の基礎研修
1月	アンガーマネジメント研修
2月	徳島県救護施設協議会研修会
3月	介護技術研修